

平成22年度 空店舗対策事業

空店舗を活用し新たに開業する方を支援いたします。

金武町商工会が指定する地域において、空き店舗を利用して、新規開業及び経営の多角化を図る者に対し、予算の範囲内において店舗費用の一部を助成することにより、商業の活性化に寄与する事を目的とする。

1. 対象地区

金武町内 国道329号線沿い

2. 対象者

- (1) 金武町内に 住所を有する個人 又は 本店所在地を有する法人
- (2) 対象地区内の空き店舗において積極的に自ら事業を営む意欲のある者
- (3) 産業分類上の商工業者で主に昼間営業を業とする者
- (4) 空き店舗所有者の2親等以外の者
- (5) 空き店舗と2年以上の賃貸借契約を結んでいる者
- (6) 税金等を滞納していない者
- (7) 金武町商工会に加入し、商工会事業に協力する者
- (8) 前項までの規定にかかわらず、会長が不適当と認める者は、助成対象としない。

3. 助成経費

- ・創業に関する費用等（店舗改装費等）
- ・店舗賃借料（賃貸借契約を結んだ月から6ヵ月間以内、敷金・礼金等を除く）

4. 助成金額

1店舗につき上限50万円

店舗賃貸料のみの助成を受ける場合の限度額は、30万円（月額5万円）

※応募の状況に応じて上限額が引き下げになる場合がございます。

5. 公募期間

平成22年6月1日（火）～平成22年8月31日（火）

※応募の状況に応じて公募期間終了前に締め切る場合がございます。

6. 応募方法

金武町商工会窓口にて備え付ける申込用紙、必要書類にてお申し込み下さい。

- ※添付書類 ・印鑑証明 ・住民票 ・納税証明証 ・事業計画書 ・店舗賃貸契約書写
・許認可証写し（必要業種） ・定款、商業登記簿謄本（法人）

7. 審査方法

応募者の中から、空き店舗対策選定委員会にて審査し決定します。

※その他詳細な条件等がありますので、お問合せ、ご確認ください。

お問合せ 金武町商工会 TEL 098-968-2491 / FAX 098-968-4725